

# 厚生労働大臣の定める掲示事項(令和6年11月1日現在)

## ① 入院基本料について

当院は障害者施設等入院基本料、療養病棟入院基本料、認知症治療病棟入院基本料を届出しております。障害者病棟では入院患者 10 人に対して 1 名以上の看護職員と入院患者 30 人に対して 1 名以上の看護補助者を配置しております。2 階東病棟では 1 日に 9 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間毎の配置は次の通りです。

### ○2 階東病棟

- ・日勤帯：8：15～16：15 まで 看護職員 1 人あたりの受け持ち数は 6 人以内
- ・夜勤帯：16：15～8：15 まで 看護職員 1 人あたりの受け持ち数は 15 人以内

療養病棟の場合、入院患者 20 人に対して 1 人以上の看護職員と入院患者 20 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。3 階東病棟と 4 階東病棟ではそれぞれ 1 日に 7 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間毎の配置は次の通りです。

### ○3 階東病棟

- ・日勤帯：8：15～16：15 まで 看護職員 1 人あたりの受け持ち数は 10 人以内
- ・夜勤帯：16：15～8：15 まで 看護職員 1 人あたりの受け持ち数は 43 人以内

### ○4 階東病棟

- ・日勤帯：8：15～16：15 まで 看護職員 1 人あたりの受け持ち数は 10 人以内
- ・夜勤帯：16：15～8：15 まで 看護職員 1 人あたりの受け持ち数は 44 人以内

認知症治療病棟の場合、入院患者 20 人に対して 1 人以上の看護職員と入院患者 25 人に対して 1 人以上の看護補助者を配置しております。2 階西病棟では 1 日に 6 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）が勤務しています。なお、時間毎の配置は次の通りです。

### ○2 階西病棟

- ・日勤帯：8：15～16：15 まで 看護職員 1 人あたりの受け持ち数は 10 人以内
- ・夜勤帯：16：15～8：15 まで 看護職員 1 人あたりの受け持ち数は 40 人以内

## ② 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡対策について

当院では入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さまに対する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また、厚生労働大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制及び褥瘡の基準を満たしております。

## ③ 入院時食事療養及び入院時生活療養について

当院では入院時食事療養（I）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

((食) 第 1625 号)

管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しております。

## ④ 保険外負担に関する事項

当院の保険外負担に関する事項は別掲の「保険外金額一覧」をご参照下さい。

## ⑤ 明細書の発行状況に関する事項

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行しております。なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点、御理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出下さい。